

## 積算方法

### 1 快適トイレの設置

- (1) 標準仕様を満たすトイレを男女別で各1台設置することを標準とする。  
ただし、女性が現場にいない場合はこの限りではない。
- (2) 「快適トイレとして活用するために備える付属品」は必ず備えることとする。備えていないトイレは快適トイレとして扱わない。
- (3) 請負対象金額(税込)が5千万円以上のものは、原則として快適トイレの設置対象工事とするが、市場に相当数のトイレが流通していないと想定されることから、当初は金額を計上せず、導入できた工事について変更契約時に計上する。
- (4) 現場付近に個別にトイレを設置する場合に適用する。(現場事務所内にあるトイレには適用しない)
- (5) 監督職員は、「標準仕様」及び「快適トイレとして活用するために備える付属品」について、現場に設置された時点で、内容が確認できる資料を受注者に提出を求め、確認できた場合に費用計上の対象とするものとする。

### 2 快適トイレの費用計上

- (1) 快適トイレの費用は45,000円/基・月を上限に「積算上の差額」※を共通仮設費の営繕費に「快適トイレ設置費」として計上し、設置台数については、男女別で1台ずつ計2台まで計上できるものとする。(90,000円/2基・月が上限)  
※「積算上の差額」とは実際にかかった費用から10,000円(従来品)を除いた額  
注) 積算の根拠となる資料(請求書、領収書等)は保管しておくこと。
- (2) 計上費用は、「積算上の差額」と「45,000円/基・月」を比較し、どちらか安い方とする。
- (3) ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合は、男女別の入口になっている場合に限り、1ハウスで90,000円/2基・月上限まで計上可能とする。
- (4) 積算上限額を超える費用及び「快適トイレとして活用するために備える付属品」の費用は別途計上しない。  
なお、イメージアップ経費の対象工事の場合は、イメージアップ経費(率分)の対象としてよい。
- (5) 計上する期間は、実際に現場に快適トイレを設置した期間とし、工事日誌やリース会社からの領収書等で確認すること。  
なお、計上数量は小数点2位以下切り捨て1位止めとする。

【具体的な計上方法例】

- (1) 導入した快適トイレの費用 60,000 円/基・月の場合  
(積算の差額  $60,000 - 10,000 = 50,000$  円/基・月 > 上限額 45,000 円/基・月)  
積算で計上する費用 45,000 円/基・月
- (2) 導入した快適トイレの費用 40,000 円/基・月の場合  
(積算の差額  $40,000 - 10,000 = 30,000$  円/基・月 < 上限額 45,000 円/基・月)  
積算で計上する費用 30,000 円/基・月
- (3) 導入した男女別一体型ハウスの費用 100,000 円/2基・月の場合  
(積算の差額  $100,000 - 20,000 = 80,000$  円/2基・月 < 上限額 90,000 円/2基・月)  
積算で計上する費用 80,000 円/基・月
- (4) 導入した男女別一体型ハウスの費用 200,000 円/2基・月の場合  
(積算の差額  $200,000 - 20,000 = 180,000$  円/2基・月 > 上限額 90,000 円/2基・月)  
積算で計上する費用 90,000 円/基・月